



# 剪庭園会報告書

2010年4月11日

剪庭園会



## 2010年2月の活動

### 活動の詳細

剪庭園会は2010年2月、気象及び植物に関する自然観察活動を実施した。

実施日：

1. 2010年2月11日、自然観察活動（植物）、場所・広島県廿日市市。
2. 2010年2月14日、自然観察活動（植物）、場所・広島県廿日市市。
3. 2010年2月25日、自然観察活動（気象）、場所・広島県。

内容：

2010年2月11日及び14日にロウバイの自然観測を実施した。11日はロウバイの開花を確認。同月25日には春一番を確認した。

#### 【結果】

樹木の開花及び気象状況の確認を得た。

#### 【検討が必要のある課題】

自然観察活動によって、地域の環境、植物の環境破壊に対する影響を確認することができる。しかし、資金不足などで剪庭園会の自然観察活動はわずかしか進んでいない。今後、自然観察活動の拡大を目指して、寄付などによる資金確保が課題となる。

剪庭園会は地球環境保全に貢献するため、多くの人より寄付をいただき、自然を調べ情報発信する。

#### 【実績】

自然観察活動により、植物の開花や花の状況、気象に関する情報を収集することができた。

---

剪庭園会

---

【写真】 撮影：2010年2月11日



全無断転載、引用

【写真】 撮影：2010年2月14日



全無断転載、引



## 安全管理

### 安全管理の取り組み

剪庭園会は自然観察活動を実施するに至って、安全を全てに優先し活動を行う。

#### 【目的】

地域の安全及び人命尊重を徹底し、安全管理体制の強化及び明確化を図り、地域及び自然環境に配慮した自然観察活動を実施するため、安全管理の対策を講じる。

#### 【実施項目】

##### (1) 第三者に対する災害の防止

自然観察活動において、一般の人との接触や地域住民との接触が予想されるため、安全対策を徹底する。また、写真撮影においても、通行する人との接触が予想されるため、接触事故防止の安全を徹底する。

自然観察では一般の人から接触、または割り込みなどによる写真撮影の行為があるため、周囲に注意しながら自然観察を実施する必要がある。

近隣に施設や物がある場合、接触し壊したり、けがをしたり、第三者を巻き込みけが人が出ることが予想されるため、周囲の確認を徹底し、自然観察を行う。

##### (2) 交通の対策

一般車両、通行人に対する配慮、安全を徹底するために、原則、路上駐車はせず、有料駐車場や公園の駐車場などへ車両を駐車させて自然観察を行う。

一般車両、通行人に対する配慮、安全を徹底するために、路上での写真撮影には、周囲の確認を徹底して安全管理の措置を取る。

##### (3) 安全侵害の防止及び作業環境の整備、気象の対策

長時間の自然観察活動においては、休憩時間を設け、休憩の措置を取る。休憩がなければ、体力が消耗し、事故が発生することが予想されるためである。

危険箇所での自然観察活動では、ヘルメットの着用、安全带・命綱の着用で身を守る。

夏期においては水分補給を取る。

気象の対策では、雨での自然観察活動は原則行わない。雨天決行の場合は、傘をさしての写真撮影は第三者との接触事故が考えられるため、周囲に人がいない場所で撮影する。

台風での自然観察は非常に危険であるため、観察活動はしない。台風が去った後の自然観察活動は、土砂崩れなどが発生する場所があるため、崩れている場所がある山沿いでの自然観察はしない。また、安全が保障されない増水している川の近辺で自然観察はしない。決壊することが考えられるためである。

自然観察活動では休憩や食事が可能な場所の確保、救急道具の用意などの作業環境を整備する。また、休憩する場所などの無償提供を呼びかける。

**【実施した安全管理対策】**

2月25日の自然観察活動では風が強く、安全確保が取れなかったため、写真撮影は行わなかった。

**【実績】**

安全対策を講じることで、第三者との接触防止が可能となった。

---



---

## 品質管理（環境保全）

### 品質管理の取り組み

剪庭園会は自然観察活動を実施するに至って、地域の自然環境へ配慮するため、品質管理に取り組む。

#### 【目的】

剪庭園会の自然観察活動では、休憩、食事、その他の行動で、ゴミが発生する可能性があるため、ゴミの不法投棄や不適切な処分を防ぎ、地域の環境を守る自然観察活動を実施するため、地域と環境の品質管理の対策を講じる。

#### 【実施項目】

- (1) ゴミの適切な処分及び持ち帰り  
自然観察活動では休憩や食事などでゴミが発生する。しかし、ゴミを不適切に処分すると、地域の自然環境を破壊するため、ゴミは適切に処分する。  
ただ、原則、ゴミは持ち帰りとして、地域の自然環境の破壊を防止する。
- (2) 騒音、振動、水質汚濁の防止  
自然観察活動で、地域及び自然環境の破壊を防ぐために、騒音、振動の発生には充分配慮し、車両はエンジンを停止させて活動する。  
  
自然のある場所（川や湖）での手を洗う、衣類、食器類などを洗うなどの行為は水質を破壊する恐れがあるため、行ってはならない。
- (3) 再生資源の利用  
地域及び自然環境、さらに地球環境全体に配慮し保全する自然観察活動を実施するため、再生資源を利用して活動する。例えば、自分専用の水筒や、箸、弁当箱を常に利用すること、紙類などのゴミは持ち帰り、再利用する取り組みへ回し活用する。

#### 【実施した品質管理対策】

2月25日の自然観察活動では車両を利用せず活動した。

#### 【実績】

品質管理を徹底することにより、地域及び自然に配慮した自然観察活動が可能となった。

---